申告書作成「相続税」

CONTENTS

第	1	章	相続開始に伴う諸手続き	
テー	-マ	1	相続税申告のタイムスケジュール ■相続税申告タイムスケジュールをおさえよう	2
テー	-マ	2	民法における相続規定 ■相続は民法第5編に定められており10章で構成されている	3
テー	-マ	3	相続の放棄又は限定承認 ■3か月以内に意思表示がないと単純承認となる	4
テー	<u>- マ</u>	4	所得税等の準確定申告 ■被相続人の相続開始年分の確定申告が準確定申告である	5
テー	-マ	5	遺言 ■一般的に利用されているのは自筆証書遺言か公正証書遺言であ	<u>5</u> 5る
テー	-マ	6	遺留分 ■遺留分とは一定割合の相続財産の承継を保障する制度である	7
			配偶者居住権 ■配偶者の居住権を保護するために設けられた制度である	8
第	2	章	相続税の納税義務者と	
			課税価格の概念	要
テー	-マ	1	相続税の納税義務者 ■相続税には無制限、制限、特定納税義務者がある	10
テー	-マ	2	相続税の課税価格の概要 ■相続税の課税価格を構成するものとは	12

第3章 財産評価

テーマ 1	土地及び土地の上に存する権利	14
	■土地評価上の区分と地積は現況を優先する	
<u>テーマ 2</u>	宅地及び宅地の上に存する権利	14
	■宅地の評価には路線価方式と倍率方式がある	
テーマ 3	小規模宅地等についての相続税の	
	課税価格の計算の特例	26
	■要件を満たせば80%または50%の評価減が受けられる	
<u>テーマ 4</u>	家屋及び家屋の上に存する権利の評価	35
	■家屋は固定資産税評価額で評価する	
<u>テーマ 5</u>	株式及び出資の評価 ■上場株式は4つの価額のうち最も低い価額で評価する	36
	■上場株式は4つの価額のうち最も低い価額で評価する	
テーマ 6	公社債の評価 ■公社債は市場価格を基に評価する	38
	■公社債は市場価格を基に評価する	
テーマ 7	預貯金の評価	40
	預貯金の評価 ■預貯金は預入高に既経過利息を加算して評価する	
テーマ 8	動産の評価 ■一般動産は再調達価額により評価する	42
	■一般動産は再調達価額により評価する	
テーマ 9	ゴルフ会員権の評価	43
•	ゴルフ会員権の評価 ■ゴルフ会員権は取引相場の有無により評価が異なる	

第4章 みなし相続財産

テーマ 1	生命保険金 ■生命保険金はみなし相続財産として課税される	46
ı	■生命保険金はみなし相続財産として課税される	
<u>テーマ 2</u>	死亡退職金等 ■死亡退職金はみなし相続財産として課税される	50
ı	■死亡退職金はみなし相続財産として課税される	
テーマ 3	生命保険契約に関する権利 ■生命保険契約に関する権利は解約返戻金相当額で評価する	53
I	■生命保険契約に関する権利は解約返戻金相当額で評価する	
テーマ 4	定期金に関する権利 ■生命保険契約以外の契約で給付事由未発生の権利の評価	54
I	■生命保険契約以外の契約で給付事由未発生の権利の評価	
テーマ 5	保証期間付定期金に関する権利 ■定期金給付契約の継続受給権の評価	54
	■定期金給付契約の継続受給権の評価	
テーマ 6	契約に基づかない定期金に関する権利 ■退職年金の継続受給権の評価	55
	■返ೂ午並の継続支給性の評価	
第5章	遺産の分割と分割協議書	
テーマ 1	遺産の分割 ■共有財産を各相続人に帰属させる方法	58
ı	■共有財産を各相続人に帰属させる方法	
テーマ 2	分割協議書 ■分割協議書作成上の留意点は	58
ļ	■分割協議書作成上の留意点は	
テーマ 3	未成年者がいる場合の遺産分割手続き ■親権者又は特別代理人が必要である	63
I	■親権者乂は特別代埋人が必要である	
テーマ 4	未分割遺産に対する課税規定と	
	相続税の申告手続き ■申告期限までに分割協議が整わなかった場合どうするか	63
	■由告期限までに分割協議が整わなかった場合どうするか	

第6章 贈与税

テー	-マ		贈与税とは何か	68
			■贈与税は相続税の補完税である	
テー	-マ	2	贈与税の納税義務者 ■贈与税には無制限、制限納税義務者がある	68
			■贈与税には無制限、制限納税義務者がある	
テー	-マ	3	財産取得の時期 ■贈与財産の取得時期は	69
			■贈与財産の取得時期は	
テー	-マ	4	歴年課税制度 ■贈与税を相続税の補完税として課税する制度である	70
		ļ	■贈⇒祝を怕続祝の佣元祝として誅祝する利度である	
テー	-マ	5	相続時精算課税制度 ■贈与税と相続税を一体として課税する制度である	75
			■贈⇒祝と相続祝を一体として課祝する制度である	
テー	-マ	6	住宅取得等資金贈与の非課税特例	78
			■直系尊属からの特例で最高3,000万円まで非課税になる	
テー	-マ	7	教育資金贈与の非課税特例	80
			■直系尊属からの特例で最高1,500万円まで非課税になる	
<u>テ</u> ー	-マ	8	結婚・子育て資金贈与の非課税特例	81
			■直系尊属からの特例で最高1,000万円まで非課税になる	
テー	-マ	9	贈与税の申告及び納付	82
			■期限内申告と納付とは	
<贈	第 与	税	申告書の記載事例>	83

第7章 相続税の計算

テーマ 1	相続税の計算の概要 ■相続税の計算の流れを図示すると	88
I	■相続税の計算の流れを図示すると	
テーマ 2	課税財産 ■相続税の課税財産とは	89
テーマ 3 I	非課税財産 ■相続税の非課税財産とは	90
テーマ 4	債務控除	91
!	<u>債務控除</u> ■相続税から控除できる債務と葬式費用	
テーマ 5	生前贈与財産の課税価格の加算 ■相続開始前3年以内の贈与は相続税の課税価格に加算される	94
<u> ナーマ 6</u> 	相続税の総額の計算 ■相続人全員の算出税額の合計額が相続税の総額である	97
テーマ 7	各人の相続税額 ■相続税の総額にあん分割合を乗じたものが各人の相続税額で	<u>99</u> ある
	相続税額の加算(2割加算) ■一親等の血族及び配偶者以外の者の相続税額は2割加算され	
テーマ 9 	税額控除 ■相続人固有の事情により6つの税額控除が設けられている	101
テーマ 10	相続時精算課税制度に係る贈与税額の精算 ■最後に相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除する	111
第8章	申告書の種類と作成手順	
	申告書の種類 ■相続税の申告書は第1表だけである	114
テーマ 2	申告書の作成手順 ■手順1から手順9まで順次記入する	<u>115</u>
<相続税	の申告書の記載事例>	116

第9章 相続税の申告と納付

テーマ 1 相続税の申告書の提出義務者等 ■提出義務者、提出期限、提出先は	146
■提出義務者、提出期限、提出先は	
テーマ 2 未分割の場合の相続税の申告	146
■未分割の場合には法定相続分で申告する	
テーマ 3 相続税の納付 ■相続税は金銭ー時納付が原則である	147
■相続祝は金銭一時納付か原則である	
テーマ 4 延納 ■一時納付の例外として延納が認められている	148
■一時納付の例外として延納が認められている	
<u>テーマ 5 物納</u> ■金銭納付の例外として物納が認められている	156
■金銭納付の例外として物納が認められている	
第10章 必要資料とその集め方	
<u>テーマ 1 被相続人関係</u> ■被相続人関係の収集資料にはどのようなものがあるか	162
■依怕続人関係の収集質料にはこのようなものかあるか	
テーマ 2 相続人関係 ■相続人関係の収集資料にはどのようなものがあるか	163
■相続人関係の収集資料にはこのようなものかあるか	
テーマ 3 財産評価関係 ■財産評価に必要な資料にはどのようなものがあるか	165
■財産評価に必要な資料にはどのようなものかめるか	
<u>テーマ 4 債務関係</u> ■債務の証明に必要な資料にはどのようなものがあるか	167
■債務の証明に必要な貸料にはどのようなものかめるか	
テーマ 5 葬式費用関係 ■葬式費用の証明に必要な資料にはどのようなものがあるか	168
■ 作式 賞用 の 計明 に 必要 な 資料 に は と の よ つ な も の か め る か	
テーマ 6 その他 ■その他収集すべき資料にはどのようなものがあるか	168
■その他収集9へさ貧料にほどのようなものかあるか	

書式一覧

(書式1)	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(整形地)・・・・・・ 2	22
(書式2)	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(不整形地)・・・・・ 2	25
(書式3)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書	
	(相続税の申告書第11・11の2表の付表1~別表) ・・・・・ 33~3	34
(書式4)	上場株式の評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(書式5)	生命保険金などの明細書(相続税の申告書第9表)・・・・・・・・	19
(書式6)	退職手当金などの明細書(相続税の申告書第10表) ・・・・・・・・ 5	52
(書式7)		30
(書式8)	申告期限後3年以内の分割見込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(書式9)	遺産が未分割であることについて	
	やむを得ない事由がある旨の承認申請書 6	66
(書式10)	相続時精算課税選択届出書 ・・・・・・・・・・・ 7	77
(書式11)	贈与税の申告書(暦年課税)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(書式12)	贈与税の申告書(相続時精算課税) ・・・・・・・・・・・・ 8	35
(書式13)	債務及び葬式費用の明細書(相続税の申告書第13表) ・・・・・・・・・	93
(書式14)	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書等	
	(相続税の申告書第14表) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
(書式15)	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書	
	(相続税の申告書第4表の2) ・・・・・・・・・・・・・・・・10)3
(書式16)	配偶者の税額軽減額の計算書(相続税の申告書第5表)・・・・・・10)6
(書式17)	未成年者控除額障害者控除額の計算書等	
	(相続税の申告書第6表) ・・・・・・・・・・・・・・・ 10)9
(書式18)	相続関係図	20
(書式19)	相続税の申告書等(一式) ・・・・・・・・・・・・・ 12	21
(書式20)	相続税延納申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15	
(書式21)	金銭納付を困難とする理由書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154~15	55
(書式22)	相続税物納申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・15	59
(書式23)	物納財産目録(土地・家屋用) ・・・・・・・・・・・・・・・ 16	30

講義の進め方とテキスト構成

1. 講義の進め方

講義は概ね次の手順で行っていきます。

① 各テーマの学習

② 〈設例〉 → ③ トレーニングシートの記載

- ① まず各テーマについて学習します。
- ② 次に各テーマの後に設けられた〈設例〉を解きます。

〈設例〉はP.116の〈相続税の申告書の記載事例〉のうち各テーマに該当する 部分だけをピックアップする形で作成されています。

〈設例〉の問題文で前提条件等の全体像が判りずらい場合には、P.116以降の 問題文を確認する様にしてください。

③ 最後に該当する部分の申告書をトレーニングシートを使って実際に記載してい ただきます。

2. テキスト構成

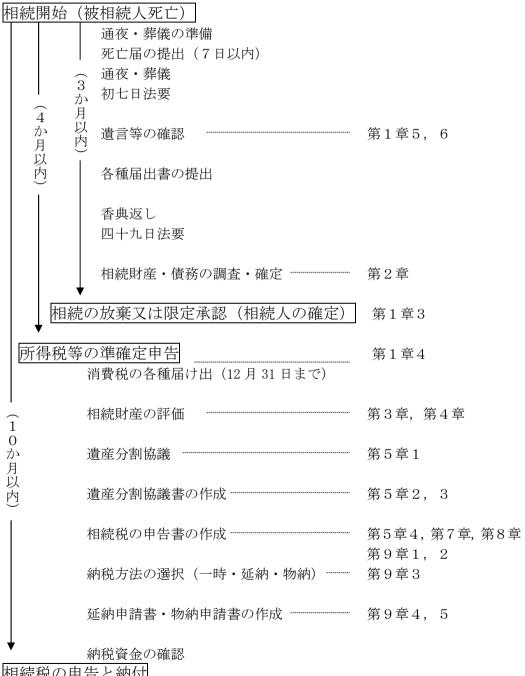
このテキストはP.116以降の〈相続税の申告書の記載事例〉の評価手順にそって作 成されています。

したがって上記1の方法で各テーマの学習が終了すると記載事例の申告書の記載が 完了することになります。

第1章 相続開始に伴う諸手続き

1. 相続税申告のタイムスケジュール

相続開始に伴う手続き等のスケジュールを時系列にまとめると次表のよ うになります。手続きの中には期限が定められているものがあるため、まず はタイムスケジュールをおさえておく必要があります。

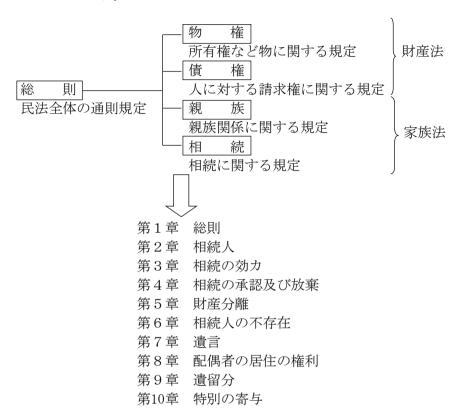


相続税の申告と納付

遺産の名義変更手続き等

2. 民法における相続規定

民法は、総則・物権・債権・親族・相続の5編からなります。そのうち、相続に関する事項は第5編に定められており、第5編の相続は10章で構成されています。



1. 相続人の範囲

(1) 相続人

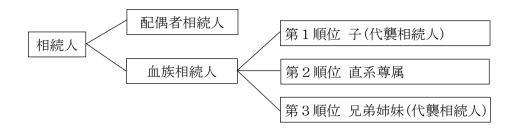
相続人は血族相続人と配偶者相続人に大別されます。 血族相続人については民法で順位が定められています。 これに対し、配偶者相続人については順位はなく、常に相続人となり ます。

(2) 代襲相続人

被相続人の相続開始以前に、本来であれば相続人であるべき子(又は兄弟姉妹)が死亡している場合は、その者に代わって、その直系卑属が相続人となります。この場合の直系卑属を代襲相続人といいます。

これをまとめると次のようになります。

第1章 相続開始に伴う諸手続き



2. 法定相続分

相続分とは各共同相続人の相続財産に対する割合的持分又は具体的に受けるべき財産の価額を意味します。

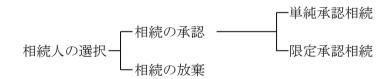
指定された相続分がない場合や税額計算においては次の法定相続分が用いられます。

相続人の	配偶者	月者 血族相続人		
組み合わせ	相続人	子	直系尊属	兄弟姉妹
配偶者と子	1/2	$\frac{1}{2}$		
配偶者と直系尊属	$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
配偶者と兄弟姉妹	$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

[※]血族相続人が複数いる場合には、その人数で等分する。

3. 相続の放棄又は限定承認

1. 相続人の選択



2. 相続放棄の手続き

期限は・・・・相続の開始があったことを知った日から3か月以内

提出書類は・・・相続放棄申述書(申述人と被相続人の戸籍謄本を添付)

提出先は・・・・被相続人の住所地を所轄する家庭裁判所

(緊急の場合申述人の住所地も可)

3. 相続放棄の効果

その相続に関しては相続開始時から相続人とならなかったものとみなされます。なお、相続放棄には以下の様な特徴があります。

- ① 代襲相続なし
- ② 特定の相続人の放棄によって相続人の範囲及び相続分に影響が生ずる
- ③ 法定相続人の数には影響なし

4. 限定承認

相続財産の範囲内でのみ債務の承継をするという条件付相続をいいます。 つまり、相続債権者は弁済がない場合の強制執行は、相続財産の範囲内での み可能で、相続人の固有財産に強制執行をすることはできません。

5. 限定承認の手続き

期限は・・・・相続の開始があったことを知った日から3か月以内

提出書類は・・・家事審判申立書

(被相続人と相続人全員の戸籍謄本, 財産目録を添付)

提出先は・・・被相続人の住所地を所轄する家庭裁判所 (緊急の場合申述人の住所地も可)

(実務上のポイント)

① 相続放棄は相続人単独で行なうことができるのに対し、限定承認は相続 人全員で行なわなければなりません。

4. 所得税等の準確定申告

被相続人に死亡の年の1月1日から死亡日までの間に所得があり、かつ、確定申告義務があるときは、相続人が相続の開始を知った日の翌日から4カ月以内に準確定申告を行う必要があります。

5. 遺言

1. 遺言の種類と作成方法

遺言は民法により全部で7種類定められています。このうち一般的に利用されているのは自筆証書遺言か公正証書遺言です。

この2種類の遺言の特徴を比較すると以下のとおりです。

自筆証書遺言・・・遺言者が全文,日付,氏名を自署し,印を押すことによって成立する遺言です。

- 家庭裁判所で検認の手続きを要する。
- ② 証人・立会人不要。
- ③ 封印を要しない。